



IBM 事件／行為計算否認／

自己株式の取得と連結納税における経済的合理性

(東京高裁 平成 27 年 3 月 25 日判決) (納税者勝訴)

－ 主として租税回避についての検討 －

第 64 回 2016 年（平成 28 年）2 月 5 日

発表 西村 美智子

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

＜MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ＞

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

平成 28 年 2 月 5 日

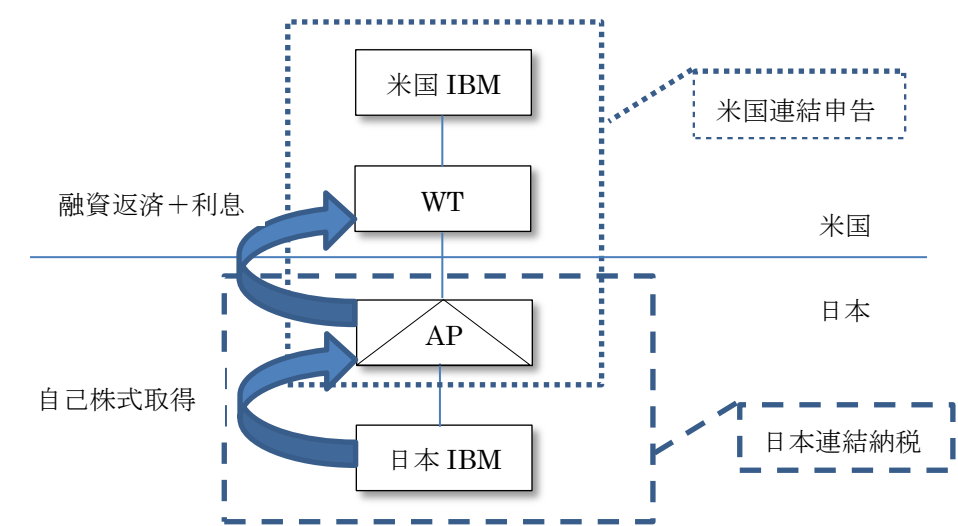
MJS 判例研究会

IBM 事件／行為計算否認／自己株式の取得と連結納税における経済的合理性（東京高裁 平成 27 年 3 月 25 日判決）（納税者勝訴）
－主として租税回避についての検討－

税理士 西村美智子

目次	頁
1 取引概要	・・・1
2 条文	・・・2
3 第一審（東京地裁）	・・・3
4 控訴審（東京高裁）	
4-1 判決の要約	・・・3
4-2 判決内容の検討	・・・4
5 異なる解釈	・・・16
6 実務への影響・今後の対応等	・・・17

1. 取引概要



- ・米国法人 IBM は、米国法人 WT を海外子会社の統括持株会社として完全支配し、WT は、日本では日本 IBM など完全支配していた。
- ・IBM グループは米国で連結申告を行っていたが、日本法人から配当が行われた場合、代替ミニマム税のため、日本で課された法人税や源泉所得税を直ちに外国税額控除することはできない状態であった。
- ・米国 IBM は、日本に中間持株会社を設けることとし、そのために WT は資本の総額が 300 万円であった納税者 AP（日本の有限会社）の全持分を取得した。AP は、日本 IBM の全株式を WT から 1 兆 9500 億円で購入したが、対価のうち約 1300 億円は WT からの出資金により支払われ（以下「本件増資」）、残額は準消費貸借とされた（以下「本件融資」）。
- ・AP は、米国における課税関係では、チェック・ザ・ボックス規則に基づく選択により、WT の一部とみなされ（Disregarded entity として課税上不存在とされ）、AP に帰属する損益はそのまま米国での連結申告に算入された。AP と WT との取引は内部取引となり、株式取引による損益は生じなかった。
- ・日本 IBM は、平成 14 年から 3 回にわたって AP から自己の株式を AP の取得価額とほぼ同額で取得し、AP は日本 IBM から受け取った金額を、準消費貸借の返済として WT に送金した。
- ・この株式譲渡により、AP にみなし配当（益金不算入）と株式譲渡損（損金算入）（以下「本件損失」）が生じたが、前者について日本 IBM が納付した源泉徴収税は AP において所得税額控除により還付され、後者は AP の繰越欠損金となった。AP による WT への本件融資の返済は、実質的には日本 IBM が得た利益の還流であったが、源泉徴収の対象とはならなかった。
- ・その後、AP と日本 IBM などとの完全子法人は、連結納税のみなし承認を得て、平成 20 年度から日本で連結納税を開始した。AP は、平成 21 年 4 月 28 日に繰越欠損金を損金に算入せずに連結確定申告を行ったところ、翌月 15 日にこれを損金に算入する更正処分を受けたが、翌年 2 月 19 日になって法人税法 132 条に基づき、本件損失の発生自体を否認する再更正処分を受けたため、国に対してその取消しなどを求めて出訴した。

2. 条文

- (ア) 自己株式の取得
- ① みなし配当（法人税法 24 条 1 項 5 号：平成 13 年度税制改正後）¹²
- 法人の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式等に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。
- 五 自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）
- ② 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入（法人税法 61 条の 2 第 1 項：改正前）³
- 内国法人が有価証券の譲渡（省略）をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第 1 号に掲げる金額が第 2 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第 1 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 一 その有価証券の譲渡に係る対価の額（第 24 条第 1 項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）
- 二 その有価証券の譲渡に係る原価の額（省略）
- ③ 平成 22 年度税制改正
- ✓ 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡（法人税法 61 条の 2 第 16 項）
- 内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第 24 条第 1 項各号に掲げる事由（第 2 項の規定の適用がある合併及び第 4 項に規定する金銭等不交付分割型分割を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同条第 1 項第 3 号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあっては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号に掲げる金額は、同項第 2 号に掲げる金額（第 4 項、次項又は第 18 項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。
- ✓ 取得予定株式（法人税法 23 条 3 項）
- 第 1 項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第 24 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（第 61 条の 2 第 16 項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基

¹ 【参考】法人税法 24 条 1 項（平成 13 年度税制改正前）
法人の株主等である内国法人が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつた当該法人の株式等の帳簿価額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額から成る部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

² 【参考】法人税法 24 条 1 項 4 号（現行法）
法人の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（省略）の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第 23 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなす。

四 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第 2 条第 16 項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第 61 条の 2 第 13 項第 1 号から第 3 号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

³ 【参考】法人税法 61 条の 2 第 1 項（現行法）
内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第 1 号に掲げる金額が第 2 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第 1 号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第 62 条から第 62 条の 5 まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その有価証券の譲渡に係る対価の額（第 24 条第 1 項（配当等の額とみなす金額）の規定により第 23 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）

二 その有価証券の譲渡に係る原価の額（省略）

因するものとして政令で定めるものに限る。)については、適用しない。

(イ) 同族会社等の行為又は計算の否認（法人税法 132 条 1 項）

税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

- 一 内国法人である同族会社
- 二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人（省略）

3. 第一審（東京地裁）

平成 26 年 5 月 9 日、東京地裁にて、株式発行法人への株式譲渡に伴う譲渡損失の連結納税持込みによる連結法人税額の減少を、法人税法 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価することができるか否かは、専ら経済的、実質の見地において当該行為計算が純粋経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判断されるとし、その検討を以下の角度から行って処分を取り消し、原告（納税者）側全面勝訴の判断が下された。

- ① 原告を日本における IBM グループを成す会社に係る中間持株会社として置いたことに正当な理由ないし事業目的があったとはいいい難いか否かを問題とし、認定された証拠や事情から、これを否定した。
- ② WT の原告への融資が、独立した当事者間の通常取引とは異なるものであるか否かを問題とし、独立した当事者間の通常取引として到底あり得ないとまでは認め難いと述べて否定した。
- ③ 日本 IBM による自社株取得を含む一連の行為に租税回避の意図が認められるか否かを問題とし、これを否定した。理由として、(i)原告による日本 IBM 社株購入と WT による自社株取得は経済的合理性のないものであるとまではいい難いこと、(ii)米国 IBM が税負担の軽減を目的として意図的に原告に有価証券の譲渡損を生じさせるような事業目的のない行為をしたとまでは認め難いこと、(iii)原告が中間持株会社とされた当初から連結納税制度を利用して本件各条との損失を控除することが想定されていたことを合理的に推認できないこと、(iv)法人税法の適用のない米国法人が濫用的にその適用を受けて租税回避を企図したとは評価できないことの 4 点が挙げられた。

4. 控訴審（東京高裁）

平成 27 年 3 月 25 日、東京高裁判決では、原判決が支持され、控訴人（国）の控訴を棄却する判決が下された。

4-1 判決の要約

- (1) 最高裁 53 年判決では、法人税法 132 条 1 項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の要件の解釈に関し、①法人税法 132 条 1 項は、私法上の有効な行為又は計算を、租税法上否定し、通常想定される別の行為又は計算に引き直した上で、引直し後の行為又は計算を前提とする法律関係に租税法の個別規定を適用することで、税負担の公平を確保する規定であり、②同条に基づく行為・計算の引直しは、経済合理性の観点から不合理、不自然な場合に限って認められ、それ以外の場合に同条による引直しを行うことができず、③納税者自らが容易に判断可能な上記②の純粋経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かという「客観的、合理的基準」に従って同項を解釈・適用する限りにおいて、同項の憲法適合性が確保されると判示しているものと解される。

- ✓ 本判決では、法人税法 132 条 1 項にいう同族会社の行為計算が経済的合理性を欠く場合とは、「純粋経済人として不合理・不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常取引）と異なっている場合を含むものと解するのが相当」とした。これによると、独立当事者間の通常取引と異なっている取引は「経済的合理性を欠く」ものとして、同項の適用を受けることとなる。
- ✓ また、被控訴人による「当該行為又は計算が異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合であることを要する」との主張を排斥し、「専ら租税回避目的と認められることを常に要求し、当該目的がなければ同項の適用対象とならないと解釈することは、同項の文理だけでなく改正の経緯にも合致しない」とした。これによると、正当な理由ないし事業上の目的があっても、同項の適用を受けることとなる。

従来の学説「行為又は計算が、異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合(金子先生説)」を広げていると考えられる。

- (2) 自己株式の取得による譲渡損益（とみなし配当）が、計算上の損失に過ぎず、実態を伴ったものではないものであっても、それを否認することは、法律上の根拠を欠くものである。従って、法人税法 132 条 1 項で否認することはできない。

4－2 判決内容の検討

	平成 27 年 3 月 25 日／東京高等裁判所／第 20 民事部／判決／平成 26 年（行コ）208 号	解説等
事実及び理由		
第 1 控訴の趣旨	(省略)	
第 2 事案の概要	1 米国 IBM の 100％子会社であり外国法人である米国 WT により全持分を取得された被控訴人（内国法人である同族会社）は、平成 14 年 4 月米国 WT から日本 IBM の発行済株式全部（153 万 3470 株）を代金 1 兆 9500 億円で購入し（本件株式購入）、その後、平成 14 年 12 月、平成 15 年 12 月及び平成 17 年 12 月の 3 回にわたり同株式の一部を日本 IBM に代金総額約 4298 億円（1 株当たりの譲渡価額は本件株式購入における取得価額と同じ）で譲渡した（本件各譲渡）。 被控訴人は、平成 14 年 12 月期、平成 15 年 12 月期及び平成 17 年 12 月期（本件各譲渡事業年度）の法人税について、本件各譲渡により日本 IBM から交付を受けた譲渡代金額からみなし配当の額を控除した額を譲渡対価の額とし、これと譲渡原価の額との差額を本件各譲渡に係る譲渡損失額（総額約 3995 億円）として本件各譲渡事業年度の所得の金額の計算上損金の額にそれぞれ算入し、欠損金額による確定申告をした。また、被控訴人は、平成 20 年 1 月 1 日連結納税の承認を受け、同年 12 月期連結期の法人税について、被控訴人の本件各譲渡事業年度の欠損金額を含む欠損金額を翌期に繰り越す連結欠損金額として確定申告をしたところ、処分行政庁が、法人税法 132 条 1 項の規定を適用して、本件各譲渡に係る上記の譲渡損失額を本件各譲渡事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することを否認する旨の更正処分（本件各譲渡事業年度更正処分）をそれぞれするとともに、そのことを前提として、〈1〉平成 16 年 12 月期、平成 18 年 12 月期及び平成 19 年 12 月期並びに平成 20 年 12 月連結期の各法人税の更正処分、〈2〉平成 21 年 12 月連結期及び平成 23 年 12 月連結期の各法人税の更正処分及び各過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成 22 年 12 月連結期の法人税の更正請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分をそれぞれした。 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、処分行政庁がした本件各譲渡事業年度更正処分は、法人税法 132 条 1 項を適用する要件を満たさずにされた違法なものであり、ひいては本件各更正処分等が違法であると主張して、これらの取消しを求める事案である。 原審は、被控訴人の請求をいずれも認容した。これに対し、控訴人が控訴した。	・自己株式の取得による譲渡損失：3995 億円⇒欠損金⇒連結欠損金（法人税法 81 条の 9 第 2 項 1 号イ） ・連結納税のみなし承認（法人税法 4 条の 3 第 2 項 3 号ニ） 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができるとされているが、みなし承認が行われた 三 その申請を行つている連結予定法人につき次のいずれかに該当する事実があること ニ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること ・地裁判決の結論に至った重要なポイント（＊） 「本件一連の行為を主導した米国 IBM は、2002 年当時から、少なくとも近い将来に連結納税の承認を受けて本件各譲渡により納税者に生ずる有価証券の譲渡に係る譲渡損失額を連結所得の金額の計算上損金の額に算入することを想定していた」という国の主張は、以下の事実関係と必ずしも整合せず、米国 IBM が自社株買いにより発生した譲渡損失を連結納税により使用することを意図して本件一連の行為を実行したものとまでは認め難いとの判断 (i) 時価評価課税を回避するためには、平成 14 年当時欠損金の繰越期間は 5 年とされていたため、2003 年以降に行わなければ使用することはできないが、金額の大きい自己株取得は 2002 年に行われており、2004 年には自己株取得を行っていない (ii) 平成 16 年度税制改正により、欠損金の繰越期間が 7 年に延長されたため、時価評価なく連結欠損金として使用することが可能となった (iii) 当初、米国 IBM は当初欠損金の使用ができないとして、繰延税金資産を計上していない (iv) 当初、連結納税制度の強制適用を回避する方策が議論されていた
2 関係法令の定め、前提事実、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する控訴人の主張	次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第 2 の 1 ないし 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。 (1) 原判決 87 頁 15 行目から 16 行目にかけての「。時価純資産価額」を削る。（原判決 93 頁 10 行目の「(時価純資産価額)」も削る。） (2) 原判決 91 頁 21 行目の「又は」から「(平成 17 年譲渡)」までを削り、同行目末	

	尾の次に「ただし、平成 16 年 3 月 30 日に発効した日米租税新条約は、日米間の持株割合 50%を超える親子会社間の配当には源泉所得税を課することができないものとし（10 条 3 項）、同年 7 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用された。」を加える。	
3 争点及び争点に関する当事者の主張	争点 1（本件各譲渡による有価証券の譲渡に係る譲渡損失額が本件各譲渡事業年度において被控訴人の所得の金額の計算上損金の額に算入されて欠損金額が生じたことによる法人税の負担の減少が、法人税法 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価することができるか否か）について（省略）	←原判決の事実及び理由（一部除く） ＋原審における主張に代えて、控訴人の控訴審における新主張 ＋被控訴人の控訴審における補充的反論
（1） 控訴人の当審における新主張	ア 控訴理由の骨子 （省略） 法人税法 132 条 1 項の文理解釈及び改正経緯からすれば、同項の適用に当たり、同族会社に租税回避の意図があることは要件ではない。同項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」か否かは、同族会社の行為又は計算が、経済的、実質的見地において純粹経済人の行為又は計算として不合理、不自然なもの（経済的合理性を欠くもの）と認められるかどうかにより判断すべきである。そして、同族会社の行為又は計算が、独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間で通常行われる取引（以下「独立当事者間の通常の取引」という。）とは異なり、当該行為又は計算によって当該同族会社の益金が減少し、又は損金が増加する結果となる場合には、特段の事情がない限り、経済的合理性を欠くものというべきである。控訴人は、原審において、本件一連の行為の不当性を強調するあまり、上記〈1〉及び〈3〉の各評価根拠事実の主張をしたが、これを撤回する。 （省略）	・原審における国の主張：法人税法 132 条 1 項の「不当」性の評価根拠事実 （1） 被控訴人を中間持株会社としたことに正当な理由ないし事業目的があったとはいいい難いこと （2） 本件一連の行為（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資、本件株式購入及び本件各譲渡）を構成する本件融資は、独立した当事者間の通常の取引とは異なるものであること （3） 本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められること 控訴審では、上記のうち、（1）及び（3）を撤回 ・改正の経緯： 法人税法の同族会社の行為計算の否認規定については、昭和 25 年法律第 72 号による改正前は「法人税を免れる目的があると認められる場合」と規定されていたが、昭和 25 年改正で「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と改められ、昭和 40 年の全部改正においても法人税法 132 条 1 項がこの表現を踏襲した。昭和 25 年改正前の規定の解釈においても、会社の機関又は代理人にほ脱の意思があったか否かを問う必要はなく、客観的に観察して、ほ脱の意思があると認められれば足りるとされていたが、昭和 25 年改正後の規定は、納税者の意図、目的は一切問題としていない
	イ いかなる場合に同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くものと認められるかについての具体的な判断基準 （省略） <u>法人税法 132 条 1 項の文理解釈及び改正経緯からすれば、同項の適用に当たり租税回避の意図が存在することは要件ではなく、同項の「不当」性が認められるか否かの判断に当たって、被控訴人に租税回避の意図があったか否か、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったか否かを判断する必要はない</u> というべきである。 そして、法人税法 132 条 1 項が同族会社についてのみ行為又は計算の否認を認めているのは、 <u>同族会社関係にない法人間においては通常なし得ないような行為又は計算が、同族会社関係にあるがために容易に行われることにより、当該同族会社の法人税の負担が減少する結果となれば、当該同族会社は、同族会社でない法人に比して税負担を免れることとなり、それが税負担公平の観点から不当と認められるためと解される。</u> そうすると、 <u>法人税法 132 条 1 項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」とは、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く場合をいい、当該行為又は計算が、独立当事者間の通常の取引とは異なり、それによって当該同族</u>	←控訴人の主張 ✓ 法人税法 132 条 1 項の文理解釈及び改正経緯からすれば、同項の適用に当たり租税回避の意図が存在することは要件ではなく、同項の「不当」性が認められるか否かの判断に当たって、被控訴人に租税回避の意図があったか否か、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったか否かを判断する必要はない ✓ 同族会社関係にない法人間においては通常なし得ないような行為又は計算が、同族会社関係にあるがために容易に行われることにより、当該同族会社の法人税の負担が減少する結果となれば、当該同族会社は、同族会社でない法人に比して税

	会社の益金が減少し、又は損金が増加する結果となる場合には、特段の事情がない限り、<u>経済的合理性を欠く</u>というべきである。 (省略)	負担を免れることとなり、それが税負担公平の観点から不当と認められる ✓ 法人税法 132 条 1 項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」とは、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く場合をいい、当該行為又は計算が、独立当事者間の通常取引とは異なり、それによって当該同族会社の益金が減少し、又は損金が増加する結果となる場合には、特段の事情がない限り、経済的合理性を欠く
(2) 被控訴人の当審における補充的反論	ア <u>控訴人が当審で主張する「独立当事者間の通常取引と異なる場合には、原則として、経済的合理性を欠く」とする具体的判断基準は誤りであること</u> <u>法人税法 132 条 1 項の「法人税の負担を不当に減少させる」とは、否認対象である行為又は計算が経済的合理性を欠いている場合、すなわち当該行為又は計算が異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合</u>であって、当該行為又は計算に基づき課税所得を計算した場合の法人税額が、合理的経済人であれば選択したであろう行為又は計算に置き換えて課税所得を計算した場合の法人税額と比較して少額になる場合を指すものと解すべきである。<u>控訴人の主張は、法人税法 132 条 1 項の適用範囲を過度に拡大して、税務署長に包括的、一般的、白地的な課税処分権限を付与するに等しく、租税法律主義に違反するというべきである。</u> すなわち、「独立当事者間の通常取引と異なる」ことを主張立証しさえすれば、具体的な意味で「経済的合理性を欠く」ことを主張立証する必要がなくなるというのであれば、税務署長は、「純粋経済人の行為又は計算として不合理、不自然なもの」という不当性を基礎付ける事実の立証負担なしに不当性を認定し得ることになる。しかし、租税回避行為の是正という法人税法 132 条 1 項の趣旨等に照らしても、そのような税務署長の立証負担を軽減するような解釈は許されない。また、何が非同族会社であるがゆえになし得ない行為に当たるかを一義的に判断することは困難であるから、「独立当事者間の通常取引と異なる」という基準は、最高裁昭和 53 年判決がいう「客観的」な基準とはいえない。仮に、僅かでも独立当事者間の通常取引と異なるところがあれば、取引における取引価格その他の経済条件が具体的に経済的合理性を欠くか否かの検討を要せず、また、その差異がどれほど重要なものであるかを吟味せずとも、同項の適用が可能になるとすれば、同項の適用範囲を過度に拡大することになる。そのような解釈は、課税庁の立証負担を不当に緩和し、否認されるべきでない行為を適用対象とするもので、租税法律主義に違反する。 イ <u>米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件株式購入、本件融資及び本件各譲渡を、本件税額圧縮実現のための一連の行為であるとする控訴人の主張が誤りであること</u> (省略) ウ <u>本件融資、本件増資、本件株式購入及び本件各譲渡という各取引がいずれも独立当</u>	←被控訴人の主張 ✓ 法人税法 132 条 1 項の「法人税の負担を不当に減少させる」とは、否認対象である行為又は計算が経済的合理性を欠いている場合 ＝当該行為又は計算が異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合 ✓ 同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く場合に、独立当事者間の通常取引と異なっている場合を含むという解釈は、法人税法 132 条 1 項の適用範囲を過度に拡大して、税務署長に包括的、一般的、白地的な課税処分権限を付与するに等しく、租税法律主義に違反するというべき

	事者間の通常取引と異なるという控訴人の主張が誤りであること (省略)	
第 3 当裁判所の判断 1 争点 1 (本件各譲渡による有価証券の譲渡に係る譲渡損失額が本件各譲渡事業年度において被控訴人の所得の金額の計算上損金の額に算入されて欠損金額が生じたことによる法人税の負担の減少が、法人税法 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価することができるか否か) (1) 法人税法 132 条 1 項の意義について	ア 法人税法 132 条 1 項は、税務署長は、内国法人である同族会社 (同項 1 号) に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる旨を定めている。これは、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、当該会社の法人税の税負担を不当に減少させる行為や計算が行われやすいことに鑑み、税負担の公平を維持するため、当該会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものである。このような法人税法 132 条 1 項の趣旨に照らせば、同族会社の行為又は計算が、同項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、専ら経済的、実質の見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不合理、不自然なものと認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される (最高裁昭和 53 年 4 月 21 日第二小法廷判決・訟務月報 24 巻 8 号 1694 頁 (最高裁昭和 53 年判決)、最高裁昭和 59 年 10 月 25 日第一小法廷判決・集民 143 号 75 頁参照)。そして、同項が同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持する趣旨であることに鑑みれば、当該行為又は計算が、純粋経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引 (独立当事者間の通常取引) と異なっている場合を含むものと解するのが相当であり、このような取引に当たるかどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。 イ 被控訴人は、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く場合とは、当該行為又は計算が、異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合であることを要する旨主張する。 しかし、法人税法 132 条 1 項は、否認の要件として、同族会社の「行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」ことを求めているにとどまり、その文理上、否認対象となる同族会社の行為又は計算が、租税回避目的でされたことを要求してはいない。しかも、法人税法における同族会社の行為計算の否認規定については、昭和 25 年法律第 72 号による改正前の法人税法 34 条 1 項では、「同族会社の行為又は計算で法人税を免れる目的があると認められるものがある場合においては、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、課税標準を計算することができる。」と規定されていたところ、同改正により、「同族会社の行為又は計算	←裁判所の判断 ✓ 被控訴人の主張を排斥 ✓ 控訴人の主張を支持 ✓ 法人税法 132 条 1 項は、否認の要件として、同族会社の「行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」ことを求めているにとどまり、その文理上、否認対象となる同族会社の行為又は計算が、租税回避目的でされたことを要求してはいない ✓ 法人税を免れる目的があることを適用の要件として文言上明示的に掲げていた点が改められたという改正の経緯もある ✓ 当該行為又は計算が経済的合理性を欠くというためには、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められること、すなわち、専ら租税回

	で、これを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。」（同改正後の法人税法 31 条の 2）と改められ、これとほぼ同内容の規定が、昭和 40 年法律第 34 号による全部改正後の法人税法 132 条 1 項にも引き継がれたのであって、<u>法人税を免れる目的があることを適用の要件として文言上明示的に掲げていた点が改められたという改正の経緯もある</u>。そうすると、<u>法人税法 132 条 1 項の「不当」か否かを判断する上で、同族会社の行為又は計算の目的ないし意図も考慮される場合があることを否定する理由はないものの、他方で、被控訴人が主張するように、当該行為又は計算が経済的合理性を欠くというためには、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められること、すなわち、専ら租税回避目的と認められることを常に要求し、当該目的がなければ同項の適用対象とならないと解することは、同項の文理だけでなく上記の改正の経緯にも合致しない</u>。 <u>しかも、法人の諸活動は、様々な目的や理由によって行われ得るのであって、必ずしも単一の目的や理由によって行われるとは限らないから、同族会社の行為又は計算が、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められるという要件の存否の判断は、極めて複雑で決め手に乏しいものとなり、被控訴人主張のような解釈を採用すれば、税務署長が法人税法 132 条 1 項所定の権限を行使することは事実上困難になるものと考えられる。そのような解釈は、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、当該会社の法人税の税負担を不当に減少させる行為や計算が行われやすいことに鑑み、同族会社と非同族会社の税負担の公平を図るために設けられた同項の趣旨を損ないかねないものというべきである</u>。 したがって、被控訴人の上記主張は、採用することができない。	
	ウ <u>被控訴人は、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠く場合に、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含むという解釈は、租税法律主義に反するとも主張する</u>。 <u>しかし、同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粹経済人として不合理、不自然なもの（経済的合理性を欠く）と認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきところ、上記解釈は、当該客観的、合理的基準をより具体化するものであって、これをもって、税務署長に包括的、一般的、白地的な課税処分権限を与えたもので租税法律主義に反するということができないことは、最高裁昭和 53 年判決の趣旨に徴して明らかというべきである</u>。 エ <u>以上によれば、同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、</u>	←裁判所の判断 ✓ 被控訴人の主張を排斥 ✓ 控訴人の主張を支持 ✓ 同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粹経済人として不合理、不自然なもの（経済的合理性を欠く）と認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべき ✓ 上記解釈は、当該客観的、合理的基準をより具体化するものであって、これをもって、税務署長に包括的、一般的、白地的な課税処分権限を与えたもので租税法律主義に反するということができないことは、最高裁昭和 53 年判決の趣旨に徴して明らかというべき ✓ 同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、

	は、<u>経済的合理性を欠く場合と認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものであり、経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含むものと解するのが相当である。</u>	経済的合理性を欠く場合と認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものであり、経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含むものと解するのが相当 ⇒法人税法 132 条 1 項の「不当に」の意味は、過去の判例において 2 つの説 ① 非同族会社では通常なし得ないような行為・計算、即ち、同族会社なるが故に容易になし得る行為・計算がこれに当たる（非同族会社対比基準説：東京地判昭和 26 年 4 月 23 日行集 2 巻 6 号 841 頁、東京高判昭和 40 年 5 月 12 日税務訴訟資料 49 号 596 頁） ② 純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算がこれに当たる（経済的合理性基準説：東京高判昭和 26 年 12 月 20 日行集 2 巻 12 号 2196 頁、東京高判昭和 48 年 3 月 14 日行集 24 巻 3 号 115 頁、東京高判昭和 53 年 11 月 30 日税務訴訟資料 103 号 674 頁、東京高判平成 18 年 6 月 29 日税務訴訟資料 256 号順号 10440、横浜地判平成 22 年 3 月 24 日税務訴訟資料 260 号順号 11401） ✓ 金子先生は、抽象的な基準としては、②が妥当としている 「経済的合理性を欠いている場合とは、(i)それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のことであり、(ii)独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（中略）とは異なっている取引の中には、それに当たると解すべき場合が少なくないであろう」 （出典：「租税法第 17 版」以降（弘文堂）：金子宏） ✓ 裁判所は、このうち(i)を否定し、(ii)を主張している 【参考】 「経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のみでなく、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（中略）とは異なっている場合も含む」 （出典：「租税法第 16 版」以前（弘文堂）：金子宏） 【参考】 独立当事者間取引とは異なっているという一事をもって、ただちに「不当に」行われた取引に該当する訳ではない、という趣旨の記述に変わっています。 その点について、金子先生にも直接確認させて頂いたのですが、先生が最初に『租税法』を書かれたときには、1986 年に創設された移転価格税制をやや意識し過ぎていて、独立当事者間取引と乖離した取引であれば「経済的合理性を欠いている場合」に当た
--	---	--

		ると読めるような記述になってしまっていたが、アメリカの連邦内国歳入法典 482 条と異なって、わが国の移転価格税制は国外関連者取引のみに適用される以上、移転価格税制の適用がない場面においては、独立当事者間取引と乖離した取引であるからといって、ただちに「経済的合理性を欠いている場合」であって、法人税法 132 条 1 項にいう「不当に」の要件を充たす訳ではないので、その趣旨を明確化するために記述を少し修正したということでした。 （出典：税務弘報 2016.1 法人税法 132 条、132 条の 2 とその運用の捉え方ーヤフー事件、IBM 事件を踏まえて：太田洋（西村あさひ法律事務所弁護士）） 【参考】 この 2 つの国側の主張が認められることで、場合によっては、これまで寄附金課税や移転価格税制の対象となっていた取引も 132 条の適用対象になりかねない。高裁判決で示された 132 条の解釈がこのまま確定するのか否か、注目される。 （出典：ニュース PRO 5/19/15）
（2） 本件一連の行為が、独立当事者間の通常取引と異なるものであり、経済的合理性を欠くとの控訴人の主張について	ア 本件一連の行為が、本件税額圧縮の実現のために一体的に行われたものか否かについて （ア） 処分行政庁は、本件各譲渡事業年度更正処分において、本件各譲渡を容認した場合には被控訴人の法人税の負担を不当に減少させる結果となるとして、法人税法 132 条 1 項を適用して本件各譲渡を否認し、本件各譲渡に係る譲渡損失額を本件各譲渡事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することを認めないとした（甲 1、2、4）。そして、<u>控訴人は、本件一連の行為（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資、本件株式購入及び本件各譲渡）は、本件税額圧縮（IBM グループが日本国内において負担する源泉所得税額を圧縮しその利益を米国 IBM に還元すること）の実現のために一体的に行われたものであるから、本件一連の行為が、独立当事者間の通常取引と異なり全体として経済的合理性を欠くのであれば、本件一連の行為を構成する本件各譲渡を容認した場合には、被控訴人の法人税の負担を「不当に」減少させる結果となると認められる旨主張する。</u> そこで、本件一連の行為が、本件税額圧縮の実現のために一体的に行われたものと認められるか否かについて検討するに、前提事実の後掲の証拠等を併せれば、以下の事実が認められる。（省略）	←裁判所は、国の主張のうち （2）本件一連の行為（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資、本件株式購入及び本件各譲渡）を構成する本件融資は、独立した当事者間の通常取引とは異なるものであることについて、詳細検討している ・被控訴人を中間持株会社とすること、すなわち、本件各譲渡以外の本件一連の行為（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資及び本件株式購入）は、日本 IBM から米国 IBM への利益還元に係る日本の源泉所得税の負担を軽減すること、すなわち、控訴人が主張する本件税額圧縮の実現も重要な目的として、米国 IBM が決定した計画に従って実施されたものであることが明らか ・しかし、本件各譲渡が、本件税額圧縮の実現のため、被控訴人の中間持株会社化（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資及び本件株式購入）と一体的に行われたことを認めるに足りる証拠はない （理由） ① 被控訴人が中間持株会社となった後は、被控訴人が日本 IBM から利益の還元を受ける方法として、配当を受けるとしても、又は自己株式の取得による金銭の交付を受けるとしても、日本の源泉所得税の負担が軽減されることは同じ ② 米国 IBM は、被控訴人が中間持株会社となった後は、被控訴人が日本 IBM から利益の還元を受ける方法として、配当を受けるとしても、又は自己株式の取得による金銭の交付を受けるとしても、いずれの方法によっても、米国 IBM（直接は米国 WT）が負担する日本の源泉徴収税額は同じように軽減されることを前提とした上で、その資金需要の必要性や資金効率の改善という観点から、日本 IBM から

る。(なお、上記認定は、本件税額圧縮という目的の当不当を評価するものではない。)	の利益の還元が、いかなる時期、規模、方法によることが望ましいかを判断していたことが明らか
(ウ) <u>しかし、本件各譲渡が、本件税額圧縮の実現のため、被控訴人の中間持株会社化(米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資及び本件株式購入)と一体的に行われたことを認めるに足りる証拠はない。(省略)</u>	⇒米国の租税回避否認の法理としてしばしば用いられる段階取引の法理 (SteP transaction doctrine) に近い判断枠組みを採用したものとして注目される。段階と取引の法理とは、法形式的には別個独立の一連の取引を、裁判所が実質に応じ、税務上一つの取引として扱うことを許容する原則である。この法理の下では、裁判所は、統合された個別の取引を無視し、その取引に関する税務効果の発生を否定することができるものとされる 米国では、以下の 3 つの基準があると指摘されるが、裁判所は③の基準に依拠しているのではないかと推測される ① 拘束的約定基準：第 1 の段階において第 2 の段階が続くことが拘束力ある合意をもって約束されている場合にのみ、両段階を単一の取引として取り扱う旨の判断基準 ② 相互依存基準：複数の段階が全て完了しない限り、その全部又は一部の段階が意味を失ってしまう場合に、それらを単一の取引として取り扱う旨の判断基準 ③ 最終結果基準：複数の段階が、最終の結果を実現するために当初から意図された計画の一部に過ぎない場合に、それらを単一の取引として取り扱う旨の判断基準
(エ) なるほど、日本 IBM からの利益の還元の方法として、本件各譲渡をするかどうか、その内容や時期をどうするか等については、被控訴人を中間持株会社とすること(日本再編プロジェクト)と同様に、最終的に米国 IBM が決定したものと認められる(甲 48、62 の 1 ないし 3、65、67、68)。しかし、<u>被控訴人が中間持株会社となった後は、被控訴人が日本 IBM から利益の還元を受ける方法として、配当を受けるとしても、又は自己株式の取得による金銭の交付を受けるとしても、日本の源泉所得税の負担が軽減されることは同じである以上、米国 IBM としては、日本の源泉所得税の軽減という目的ではなく、資金需要の必要性や資金効率の改善という観点から、利益還元の時期、規模、方法等を判断すれば足りることになる。</u> (省略) <u>かかる認定事実に照らしても、米国 IBM は、被控訴人が中間持株会社となった後は、被控訴人が日本 IBM から利益の還元を受ける方法として、配当を受けるとしても、又は自己株式の取得による金銭の交付を受けるとしても、いずれの方法によっても、米国 IBM (直接は米国 WT) が負担する日本の源泉徴収税額は同じように軽減されることを前提とした上で、その資金需要の必要性や資金効率の改善という観点から、日本 IBM からの利益の還元が、いかなる時期、規模、方法によることが望ましいかを判断していたことが明らかである。</u>	
(オ) <u>そうすると、本件各譲渡が、本件税額圧縮 (IBM グループが日本国内において負担する源泉所得税額を圧縮しその利益を米国 IBM に還元すること) の実現のため、被控訴人の中間持株会社化 (米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資及び本件株式購入) と一体的に行われたという控訴人の主張は、本件全証拠によっても認めることができないというほかない。</u>	本判決は、法人税法 132 条 1 項の適用のためには、「不合理、不自然な」行為計算が法人税負担の減少に「直接」向けられたものでなくとも構わないが、少なくとも、問題となった法人税額の減少に直接つながった行為計算が「純粹経済人として不合理、不自然」すなわち「経済的合理性を欠く」と認められる行為計算と一体として捉えられるものであることを要するとの解釈を示したものと考えられる 本件で問題となっている「本件各譲渡による巨額の有価証券譲渡に係る譲渡損失」に起因する納税者の法人税額減少の効果は、直接的には本件各譲渡によってもたらされているのであるから、課税当局としては、本件各譲渡がそれ自体で独立当事者間の通常の取引と異なるものであり経済的合理性を欠くといえないのであれば、法人税法 132 条 1 項の適用のためには、本件各譲渡も本件税額圧縮の実現を目的とした一連の行為の一環を成すものであると立証する必要があったはずであり、それができなかった以上、本判決の上記判断はある意味で当然の判断であって、課税当局側の主張自体に根本的欠陥があったといわざるを得ない 従って、「複数の行為ないし取引 (又は計算)」が相互にどのような関係にある場合に、法人税法 132 条 1 項や同法 132 条の 2 などでのいる不当性の要件が充足されることになるのか、という問題については、本判決は何らの回答も示していないものと解すべき

	であろう （出典：INTERNATIONAL TAXATION Vol.35 No.9 IBM 事件東京高裁判決の検討：太田洋（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、東京大学大学院法学政治学研究科教授））
イ 本件一連の行為が、全体として独立当事者間の通常取引と異なるものであり、経済的合理性を欠くとの控訴人の主張について 本件一連の行為が、全体として独立当事者間の通常取引と異なるものであり、経済的合理性を欠くとの控訴人の主張について <u>本件各譲渡とそれ以外の本件一連の行為とは、その主体（本件各譲渡は被控訴人と日本IBM。米国 WT による被控訴人の持分取得は米国 WT とデロイトであり、本件増資、本件融資及び本件株式購入は米国 WT と被控訴人である。）、時期（本件各譲渡は平成 14 年、平成 15 年及び平成 17 年の各 12 月。米国 WT による被控訴人の持分取得は平成 14 年 2 月であり、本件増資、本件融資及び本件株式購入は同年 4 月である。）及び内容が異なる上、上記アのとおり、本件税額圧縮という共通目的の実現のために一体的に行われたという控訴人の主張事実も認められない以上、本件一連の行為について、全体として経済的合理性を欠くかどうかを判断することが相当であるということとはできない。</u> <u>そうすると、処分行政庁が法人税法 132 条 1 項に基づき本件各譲渡を否認したことが適法かどうかは、本件各譲渡がそれ自体で経済的合理性を欠くものと認められるかどうかによって判断されるべきものである。</u> <u>したがって、本件各譲渡以外の行為を含めた本件一連の行為が全体として経済的合理性を欠くのであれば、被控訴人の法人税を不当に減少させる結果となると認められるという控訴人の主張は採用することができないし、本件各譲渡以外の被控訴人の行為（本件融資、本件増資、本件株式購入）が、個別的に見ても経済的合理性を欠くとする控訴人の主張は、主張自体失当というほかない。</u>	←裁判所の判断 ✓ 本件各譲渡とそれ以外の本件一連の行為とは、その主体、時期及び内容が異なる上、本件税額圧縮という共通目的の実現のために一体的に行われたという控訴人の主張事実も認められない以上、本件一連の行為について、全体として経済的合理性を欠くかどうかを判断することが相当であるということとはできない ✓ 処分行政庁が法人税法 132 条 1 項に基づき本件各譲渡を否認したことが適法かどうかは、本件各譲渡がそれ自体で経済的合理性を欠くものと認められるかどうかによって判断されるべき ✓ 本件各譲渡以外の行為を含めた本件一連の行為が全体として経済的合理性を欠くのであれば、被控訴人の法人税を不当に減少させる結果となると認められるという控訴人の主張は採用することができないし、本件各譲渡以外の被控訴人の行為（本件融資、本件増資、本件株式購入）が、個別的に見ても経済的合理性を欠くとする控訴人の主張は、主張自体失当
ウ 本件各譲渡がそれ自体で独立当事者間の通常取引と異なるものであり、経済的合理性を欠くとの控訴人の主張について （ア） 本件各譲渡の客観的な事実経緯 （省略）	
（イ） 検討 （あ） 控訴人は、平成 14 年譲渡において当初決定されていた譲渡価額（1 株当たり 30 万 5586 円）や、平成 14 年譲渡及び平成 17 年譲渡において譲渡株式数や価額が事後的に修正されたことを指摘して、平成 14 年譲渡や平成 17 年譲渡が独立当事者間の通常取引と異なるものであり経済的合理性を欠く旨主張する。しかし、<u>同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」</u>か否かは、<u>税務署長が同項を適用して否認する最終的に</u>	←裁判所の判断 ✓ 同族会社の行為又は計算が、法人税法 132 条 1 項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、税務署長が同項を適用して否認する最終的に行われた取引を対象として判断されるべきものである。最終的に行われた取引の確定に至るまでの譲渡価額や譲渡株式数の修正等の事情は、それ自体では、最終的に行われた取引が、独立当事者間の通常取引とは異なる取引であることを基礎付ける評価根拠事実にはなり得ない

行われた取引を対象として判断されるべきものである。控訴人が指摘するような、最終的に行われた取引の確定に至るまでの譲渡価額や譲渡株式数の修正等の事情は、独立当事者間の通常の取引とは異なる取引がされた可能性を示唆する事情にはなり得るとしても、それ自体では、最終的に行われた取引が、独立当事者間の通常の取引とは異なる取引であることを基礎付ける評価根拠事実にはなり得ないというべきである。 （い） 控訴人は、本件株式購入における日本 IBM 株式の取得価額（1 株当たり 127 万 1625 円）が本件各譲渡の時点における適正な価値を表していたものとはいいい難いのに、被控訴人がこれをそのまま本件各譲渡における譲渡価額として引き継いでいるとして、本件各譲渡は、独立当事者間の通常の取引とは異なるものであり経済的合理性を欠くとも主張する。 しかし、平成 14 年 4 月に行われた本件株式購入の取得価額は、IBM グループに属しない、いわゆるファイナンシャルアドバイザーサービスの専門業者である P が同月作成した P 株式評価書（乙 30）に基づいて決定されたものであるところ（前提事実 4（2））、同評価書においては、日本 IBM 株式の価値は、DCF 法により算定されており、その算定過程及び算定結果が不合理であると認めるに足る証拠はない。そうすると、同年 12 月に行われた平成 14 年譲渡において、このような第三者評価を経て決定された本件株式購入における 1 株当たりの取得価額を直近の取引実例価額として参照し、これと同額の 1 株当たりの譲渡価額としたことをもって、独立当事者間の通常の取引と異なるものということとはできないというべきである。 なるほど、P 株式評価書における DCF 法による算定は、平成 14 年から平成 21 年までの 8 年間に予測される日本 IBM の業績及びフリー・キャッシュ・フローに基づいて行われており、少なくとも、平成 14 年 12 月期から平成 16 年 12 月期までの営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが相当程度増加するという予測を前提としていたところ（ただし、平成 14 年 12 月期のフリー・キャッシュ・フローは前期と比較して減少すると予測されていた。乙 30）、平成 14 年 12 月期から平成 16 年 12 月期までの日本 IBM の営業利益の実績値（フリー・キャッシュ・フロー自体の実績値は証拠上明らかではない。）は、それぞれ前期と比較すると減少するか（平成 14 年、平成 15 年）、微増（平成 16 年）にとどまっており（甲 79 の 3、乙 82 の 1 ないし 3）、結果として、同評価書が前提とした予測が実績とは必ずしも合致していないことが認められる。しかし、他方で、日本 IBM は本件各譲渡により自己株式取得をする度に取得した自己株式を直ちに消却していたから、1 株当たりの価値が上昇する要素もあったといえること、日本 IBM が非上場会社であって容易に参照できる市場株価が存在しないこと、日本 IBM のような大規模に事業を行う企業（前提事実 1（2））の株式価値を専門業者に依頼して算定するには高額な費用を要すると認められること（弁論の全趣旨）といった事情に照らせば、被控訴人が、平成 15 年譲渡及び平成 17 年譲渡をするに当たって、平成 14 年譲渡と同様に、本件株式購入時の取得価額と同一の価額での譲渡に応じたことをもって、独立当事者間の通常の取引と異なるとまでは認めることができないというべきである。	✓ 平成 14 年 4 月に行われた本件株式購入の取得価額は、IBM グループに属しない、いわゆるファイナンシャルアドバイザーサービスの専門業者である P が同月作成した P 株式評価書に基づいて決定されたものであるところ、同評価書においては、日本 IBM 株式の価値は、DCF 法により算定されており、その算定過程及び算定結果が不合理であると認めるに足る証拠はない ✓ 取得価額と同一の譲渡価額で日本 IBM による自己株式の取得に応じても、日本 IBM から交付を受けた金銭のうちみなし配当の額（法人税法 24 条 1 項）は、同法 23 条 1 項（受取配当等の益金不算入）に基づき所得の計算上益金の額に算入されないこととなる一方、日本 IBM 株式の譲渡に係る譲渡損益の計算においては譲渡対価の額から控除されることになるため（同法 61 条の 2 第 1 項 1 号）、益金に算入されないみなし配当の額がそのまま譲渡に係る譲渡損失額となって所得の金額の計算上損金の額に算入され、課税所得を打ち消すことになるから、被控訴人のように日本 IBM の親会社であるという関係にない独立当事者の内国法人であっても、取得価額と同一の譲渡価額で日本 IBM の自己株式の取得に応じる取引をすることは、十分あり得た（←平成 22 年度改正後の法人税法 23 条 3 項が、取得予定株式を取得した場合においてみなし配当の額に受取配当等の益金不算入の規定を適用しないこととしたこと（完全支配関係がある発行法人による自己株式の取得には適用が除外されている）からも窺える） ✓ そもそも、控訴人は、本件各譲渡が独立当事者間の通常の取引と異なると主張しているのにもかかわらず、独立当事者間の通常の取引であれば、どのような譲渡価額で各譲渡がされたはずであるのかについて、何ら具体的な主張立証をしていない
---	--

	（う）　しかも、<u>取得価額と同一の譲渡価額で日本 IBM による自己株式の取得に応じても、日本 IBM から交付を受けた金銭のうちみなし配当の額（法人税法 24 条 1 項）は、同法 23 条 1 項（受取配当等の益金不算入）に基づき所得の計算上益金の額に算入されないこととなる一方、日本 IBM 株式の譲渡に係る譲渡損益の計算においては譲渡対価の額から控除されることになるため（同法 61 条の 2 第 1 項 1 号）、益金に算入されないみなし配当の額がそのまま譲渡に係る譲渡損失額となって所得の金額の計算上損金の額に算入され（前提事実 5（2）イ（ア） a）、課税所得を打ち消すことになるから、被控訴人のように日本 IBM の親会社であるという関係にない独立当事者の内国法人であっても、取得価額と同一の譲渡価額で日本 IBM の自己株式の取得に応じる取引をすることは、十分あり得た</u>ということができる。（そのことは、平成 22 年法律第 6 号による改正後の法人税法 23 条 3 項が、自己株式としての取得が予定されている株式を取得した場合における当該株式に係るみなし配当の額に同条 1 項の受取配当等の益金不算入の規定を適用しないこととしたこと（完全支配関係がある発行法人による自己株式の取得には適用が除外されている。）からも窺える。） （え）　<u>そもそも、控訴人は、本件各譲渡が独立当事者間の通常取引と異なると主張しているのにもかかわらず、独立当事者間の通常取引であれば、どのような譲渡価額で各譲渡がされたはずであるのかについて、何ら具体的な主張立証をしていない。</u>控訴人の主張は、本件各譲渡における譲渡価額の当否を問題にするのではなく、専ら、IBM グループにおける親子会社関係にあった被控訴人と日本 IBM との間でなければ本件各譲渡をすることはできなかったという意味で、独立当事者間の通常取引と異なると主張するものと解したとしても、上記（い）及び（う）に説示したところからすれば、日本 IBM と親子会社関係にない独立当事者の内国法人であれば、取得価額と同じ譲渡価額で日本 IBM による自己株式の取得に応じるという取引があり得なかったと認めることもできないというべきである。	
	（ウ）　小括 　　以上によれば、<u>被控訴人がした本件各譲渡が、それ自体で独立当事者間の通常取引と異なるものであり経済的合理性を欠くとの控訴人の主張は、採用することができない。</u>	
エ　本件一連の行為を容認することが租税負担の公平維持という法人税法 132 条 1 項の趣旨に反するとの控訴人の主張について 　　<u>控訴人は、被控訴人に計上された約 3995 億円の有価証券譲渡に係る譲渡損失額は、法律の規定により計算上発生したみせかけの損失であり、本件一連の行為を容認することは、法人税法 132 条 1 項の趣旨に反する旨主張する。</u> 　　しかし、被控訴人に本件各譲渡事業年度において多額の繰越欠損金が生じることになったのは、被控訴人が本件各譲渡により日本 IBM から交付を受けた金銭が、法人税法 24 条 1 項 5 号（平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの）に基づき、同社の資本等の金額の	←裁判所の判断 ✓　本件各譲渡事業年度において被控訴人に多額の譲渡損失及び欠損金が生じたのは、本件各譲渡に法人税法の規定を適用した結果であって、これをもって見せかけの損失であるという控訴人の主張は、その故に直ちにその計上を否定すべきというものであれば、法律上の根拠を欠くものであって採用の余地はない（→平成 22 年度改正後の法人税法 61 条の 2 第 16 項により、内国法人が完全支配関係のある他の内国法人の自己株式の取得により金銭の交付を受けた場合には、その株式の譲渡損益の計算上、譲渡対価となる額は譲渡原価に相当する額とされ、譲渡損	

	うち当該株式に対応する部分を超える部分（受領した対価の約 93％）について配当の額とみなされ、当該みなし配当の額が、同法 23 条 1 項に基づき所得の計算上益金の額に算入されないこととなる一方、日本 IBM 株式の譲渡に係る譲渡損益の計算においては譲渡対価の額から控除されることになるため（同法 61 条の 2 第 1 項 1 号）、益金に算入されないみなし配当の額がそのまま本件各譲渡に係る譲渡損失額となって、所得の金額の計算上損金の額に算入され、他に所得を生じるような特段の事業をしていない被控訴人においては、その金額に相当する金額が欠損金額として生じ、これが翌期以降の事業年度に繰り越されたことによるものである（前提事実 5（2）イ（ア）a）。すなわち、<u>本件各譲渡事業年度において被控訴人に多額の譲渡損失及び欠損金が生じたのは、本件各譲渡に法人税法の規定を適用した結果であって、これをもって見せかけの損失であるという控訴人の主張は、その故に直ちにその計上を否定すべきというものであれば、法律上の根拠を欠くものであって採用の余地はない。</u>（なお、平成 22 年法律第 6 号による改正後の法人税法 61 条の 2 第 16 項により、内国法人が完全支配関係のある他の内国法人の自己株式の取得により金銭の交付を受けた場合には、その株式の譲渡損益の計算上、譲渡対価となる額は譲渡原価に相当する額とされ、譲渡損益額が計上されないこととなった。） そして、<u>本件各譲渡を「不当」として法人税法 132 条 1 項に基づき否認することができかどうかは、本件一連の行為ではなく、本件各譲渡それ自体が経済的合理性を欠くものと認められるかどうかによって判断されるべきものであること、本件各譲渡がそれ自体で経済的合理性を欠くとは認められないことは、既に説示したとおりである。</u>そうすると、<u>本件一連の行為を容認することが法人税法 132 条 1 項の趣旨に反するという控訴人の主張は、本件一連の行為を対象として「不当」性の判断をすべきものとしている点及び「不当」性の判断について経済的合理性を欠くと認められるかどうかという客観的、合理的基準に依拠しない点において既に失当であって、これを採用することはできない。</u>	益額が計上されないこととなった）
(3) 争点 1 のまとめ	<u>以上のとおり、本件各譲渡が、本件税額圧縮の実現のため、それ以外の本件一連の行為（米国 WT による被控訴人の持分取得、本件増資、本件融資及び本件株式購入）と一体的に行われたという控訴人の主張を採用することはできないから、本件一連の行為が、独立当事者間の通常取引と異なり全体として経済的合理性を欠くのであれば、本件一連の行為を構成する本件各譲渡を容認した場合には、被控訴人の法人税の負担を「不当に」減少させる結果となるとする控訴人の主張は、その前提を欠くもので失当であり、また、被控訴人がした本件各譲渡が、それ自体で独立当事者間の通常取引と異なるものであり経済的合理性を欠くとの控訴人の主張も認められない。</u>そうすると、本件各譲渡による有価証券の譲渡に係る譲渡損失額が本件各譲渡事業年度において被控訴人の所得の金額の計算上損金の額に算入されて欠損金額が生じたことによる法人税の負担の減少をもって、法人税法 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価することはできないというべきである。 したがって、処分行政庁が被控訴人に対してした、法人税法 132 条 1 項を適用して本件各譲渡に係る譲渡損失額を本件各譲渡事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入す	

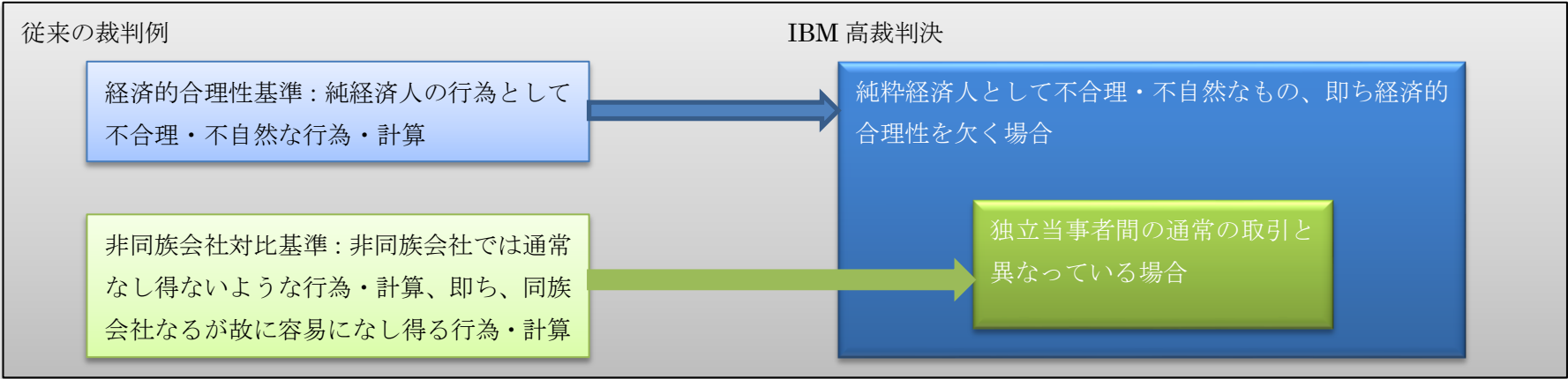
	ることを否認する旨の更正処分（本件各譲渡事業年度更正処分）は、その余の点を判断するまでもなく違法であり、当該否認を前提とする本件更正処分等は、いずれも違法であつて取消しを免れない。	
2 結論	上記 1 に説示したところに、本件全証拠及び弁論の全趣旨を併せれば、本件各事業年度の法人税に係る所得の金額若しくは連結所得の金額、納付すべき法人税の額又は翌期へ繰り越す欠損金額若しくは連結欠損金額については、原判決別紙 8「本件各事業年度の法人税について」に記載のとおり認めることができ、被控訴人の請求はいずれも理由があり、これを認容すべきである。 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。	

5. 異なる解釈（出典：商事法務 No.2082 法人税法 132 条の「不当」の意義：足立格弁護士・渡邊満久弁護士）

(1) 「不当」の解釈

① 非同族会社対比基準説と経済的合理性基準説

- ✓ 従来の裁判例では、いずれかの基準説を採用し、並列関係にあるとされてきた。
- ✓ IBM 高裁判決では、包含関係にあるものとしたとも考えられる。



② 租税回避意図不要説

- ✓ 租税回避意図不要説

主観的な租税回避の意図は不要とする見解一通説とされている（出典：租税回避の研究：清永敬次）

- ✓ 租税回避以外の正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる＝専ら租税回避目的と認められる
「専ら租税回避目的」は、客観的な分析されるべき正当な理由ないし事業目的が存在しないこと

- ✓ 「意図に着目した議論は堂々巡りに陥りかねない危うさを持つ。裁判において重要なのは主観的な意図ではなく、通常であれば抱くであろう意図である。主観的意図がどうであれ、客観的事実から

認定されうところの通常であれば抱くであろう意図は、法人税法 132 条の「不当」を根拠付けうる租税回避の意図である、という言い方は不可能ではない」「租税負担軽減の意図がなくとも arm'slength price から外れているだけで法人税負担は減少しうるわけであり、それは「不当」でありうる。少なくとも、租税負担軽減の意図は必要条件ではない、とは言えよう」（出典：速報税理 2014.4.12 日本 IBM 事件 法人税法 132 条同族会社行為計算否認の適用が認められなかった事例：浅妻章如（立教大学教授））

∴ 金子先生説とは矛盾しない（(i)当該行為又は計算が異常ないし変則的であり、かつ、(ii)租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合に法人税法 132 条が適用される）

6. 実務への影響・今後の対応等

- (1)正当な理由ないし事業目的があれば、132 条は適用されないとは言えない
⇒ 正当な理由ないし事業目的に加えて、経済的合理性を立証すること、独立当事者間の通常取引と異なっていないかどうかを検証することが必要
- (2)ユニバーサルミュージック事件に対する 132 条等の適用は？
- (3)完全支配関係がない法人間で自己株式の取得を行う場合には、132 条の適用はなく、みなし配当と譲渡損失が取れるか？（例えば、ビッド案件のため高値買いをした後、買収者が保有する株式（99.8%、残り
は非同族役員 0.2%（名義株でない））の一部につき、自己株式の取得を行うことを予定している場合、132 条の適用は？23 条 3 項の適用となるか？）

【上記高裁判決において強調すべき部分】

<u>控訴人主張</u>	
<u>被控訴人主張</u>	
<u>裁判所判断</u>	以上